

**令和3年度ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金  
業界団体等が自主的にヘルスケアサービスに関する  
ガイドライン等の策定を行うための事業  
審査項目一覧**

審査の観点

**1 事業の実施方針**

- ・ 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」や関連の資料等を踏まえ、申請団体におけるガイドライン等を策定又は改訂にあたり趣旨や基本理念を明確にしているか。
- ・ 申請団体が属する業界における現状と課題に加え、ガイドライン等を策定又は改訂することで解決したい課題が明確にされているか。

**2 事業の実施方法・計画について**

- ・ ガイドライン等策定又は改定に係る実施方法が明確であり、妥当なものであるか。
- ・ 「事業の実施方針」との整合性が取れているか(特に、実施方法が「事業の実施方針」に掲げる課題の解決に資するものであるか)。日程等に無理がなく、実現性があるか。
- ・ 関連する法令・制度、標準規格、他の業界自主ガイドライン等を調査し、また、制度所管官庁の協力・理解が得られた上で策定するものになっているか。

**3 事業の実施体制について**

- ・ ヘルスケアサービスの内容に応じて専門性のある意見を聴取できるものを参画させ、透明で中立的な場における議論を経てガイドライン等の策定又は改訂を行う体制が組まれているか。また、議論の経緯、策定委員会の議事要旨の公開を前提としているものか。
- ・ 申請団体が属する業界内外の関連団体や有識者等から広く意見を聴取し、仲介者や利用者の視点を踏まえた議論を行う計画があるか。
- ・ 事業を遂行可能な要員数、体制、役割分担が明確にされており、実施内容と整合しているか。
- ・ 事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。